ベトナム改正個人所得税法と強制保険

― 給与の実質支給額に直結する実務ポイント ―

2026.3.24

ES CONSULTING VIETNAM CO., LTD.
講師　縄重　宏史 / Duong Phuong Thanh

empower the society
evolution & sustainability

会社概要

社　名	ES CONSULTING VIETNAM CO., LTD.
設　立	2008年2月26日（前身法人 ES NETWORKS VIETNAM CO,. LTD.)
	2019年1月1日営業開始
資本金	22.68億VND
出資者	株式会社エスネットワークス 100%
代表者	高田 真 (General Director)
	Hoang Dang Khoa (Deputy Director)
所在地	（本社）ホーチミン
	12th Floor, CJ Building, 2Bis-4-6 Le Thanh Ton, Sai Gon Ward, HCMC
	（支店）ハノイ
	22nd Floor, VCCI Tower, 9 Dao Duy Anh street, Kim Lien Ward, Hanoi

グループ会計法人	ES Accounting Vietnam Co,. Ltd.
パートナー弁護士法人	Asia Global Law Firm
スタッフ数（3法人）	67名(日本人6名、ベトナム人61名)
	日本人 公認会計士等　2名 コンサルタント　2名 管理部門　1名 地方銀行出向者　1名
	ベトナム人 公認会計士　7名 弁護士　3名 税理士等　7名
クライアント数	現在100社　累計900社以上

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2024 es Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

サービス概要

- 進出前から進出後までサポート

進出前	進出後	進出前後
ベトナム進出支援	**会計/税務/労務/法務**	**M&A /その他**
規制調査から法人設立まで	記帳代行からグローバル・ミニマム課税対応まで	M&Aから常駐支援まで

進出前 — ベトナム進出支援

- ❑ 規制調査
- ❑ ワークパーミット取得
- ❑ ライセンス取得
- ❑ 視察アテンド
- ❑ 現地法人設立
- ❑ 駐在員事務所設立

進出後 — 会計/税務/労務/法務

本セミナー

- ❑ 記帳代行
- ❑ 会計レビュー
- ❑ 給与計算
- ❑ 税務申告代行（個人/法人）
- ❑ 顧問業務
- ❑ 財務会計/管理会計体制構築
- ❑ IFRS対応
- ❑ 移転価格税制対応
- ❑ グローバル・ミニマム課税対応

進出前後 — M&A /その他

- ❑ M&Aスキーム構築
- ❑ 財務・税務・法務DD
- ❑ バリュエーション
- ❑ PMI（経営統合支援）
- ❑ 常駐支援
- ❑ 専門通訳/翻訳

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2024 es Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

改正個人所得税法
Law No.109/2025/QH15

はじめに ～ 改正個人所得税法に係る留意事項

- 改正法Law No.109/2025/QH15は、2026年7月1日から施行されますが、適用開始日は下表のとおりです
- 政令、通達の公布により、具体的な手続きや運用ルールが明確化される見込みです

#	所得区分	所得の具体例	適用開始日
1	事業所得	商品、サービスの事業活動から得られる所得	「居住者」に関する規定　：2026年1月1日 「非居住者」に関する規定：2026年7月1日
2	給与所得　本日のメインテーマ	給料、ボーナス、各種手当	
3	資本投資所得	貸付利息、配当金	2026年7月1日
4	資本譲渡所得	出資持分、有価証券の譲渡所得	
5	不動産譲渡所得	土地使用権、住宅の所有権の譲渡所得	
6	賞金所得	宝くじ、懸賞、プロモーション等による賞金	
7	ロイヤリティ所得	知的財産権の譲渡又は使用許諾による所得	
8	フランチャイズ所得	フランチャイズ契約に基づく商標等の使用対価	
9	相続・贈与所得	有価証券、不動産等の相続・贈与	
10	その他所得	デジタル資産や金地金等の譲渡所得	

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

給与所得に係る個人所得税の全体像

	課税所得	×	税率	＝	個人所得税額
居住者	総所得 － 非課税所得 － 所得控除		（累進税率） 5～35%		月次 or 四半期申告 ＋ 確定申告
非居住者	総所得 － 非課税所得		（固定） 20%		月次 or 四半期申告 確定申告：通常不要

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

居住者/非居住者

	課税所得	× 税率	= 個人所得税額
居住者	総所得 － 非課税所得 － 所得控除	（累進税率） 5～35%	月次 or 四半期申告 ＋ 確定申告
非居住者	総所得 － 非課税所得	（固定） 20%	月次 or 四半期申告 確定申告：通常不要

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

居住者/非居住者

居住者

・① ② ③の**<u>いずれかに</u>**該当している場合

① 1月1日～12月31日の間で、183日以上ベトナムに滞在
② 初回入国日から起算して12ヶ月の間で、183日以上ベトナムに滞在
③ 合計183日以上の賃貸借契約を契約している 又は 恒久的住所（TRC等に伴う登録住所）を保有

非居住者

・上記①②③の**<u>いずれにも</u>**該当しない場合
・ ③の場合でも、他国の税務上の居住証明・領事認証・ベトナム語翻訳があり、① ②のいずれにも該当しない場合は非居住者扱いとできる

- ベトナム滞在日数は、パスポート（スタンプ）や出入国記録等により確認
- 入国日、出国日もそれぞれ1日として計算

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。 @2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

給与所得に係る課税所得

	課税所得	× 税率	= 個人所得税額
居住者	**総所得 − 非課税所得 − 所得控除**	（累進税率）5～35%	月次 or 四半期申告 + 確定申告
非居住者	**総所得 − 非課税所得**	（固定）20%	月次 or 四半期申告 確定申告：通常不要

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

給与所得に係る課税所得

課税所得 ＝ **総所得** － **非課税所得** － **所得控除**

居住者 ▶ **全世界所得**

ベトナム国内外を問わず得た全ての所得
L 海外の銀行口座で受領した所得も含む

非居住者 ▶ **ベトナム源泉所得**

ベトナムに経済的源泉を有する所得
L ベトナムでの労務の対価を海外の銀行口座で受領した所得も含む
L ベトナム法人の業務のために短期出張した際の所得も含む

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。 @2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

駐在員の給与所得に関する参考（グロスアップ計算）

- 所得税率や強制保険の負担金の違いにより、同水準の額面給与でも手取り額が少なくなる場合がある
- グロスアップ計算とは手取り額を保証するため、手取り額から額面給与を逆算して導き出す計算のこと

【概念図】

額　面：100万円
税　率：10%
手取り　：90万円

額　面：128.6万円 【≒90万円÷(1-0.30)】
税　率：30%（説明の便宜上、累進課税率ではなく固定としています）
手取り　：90万円

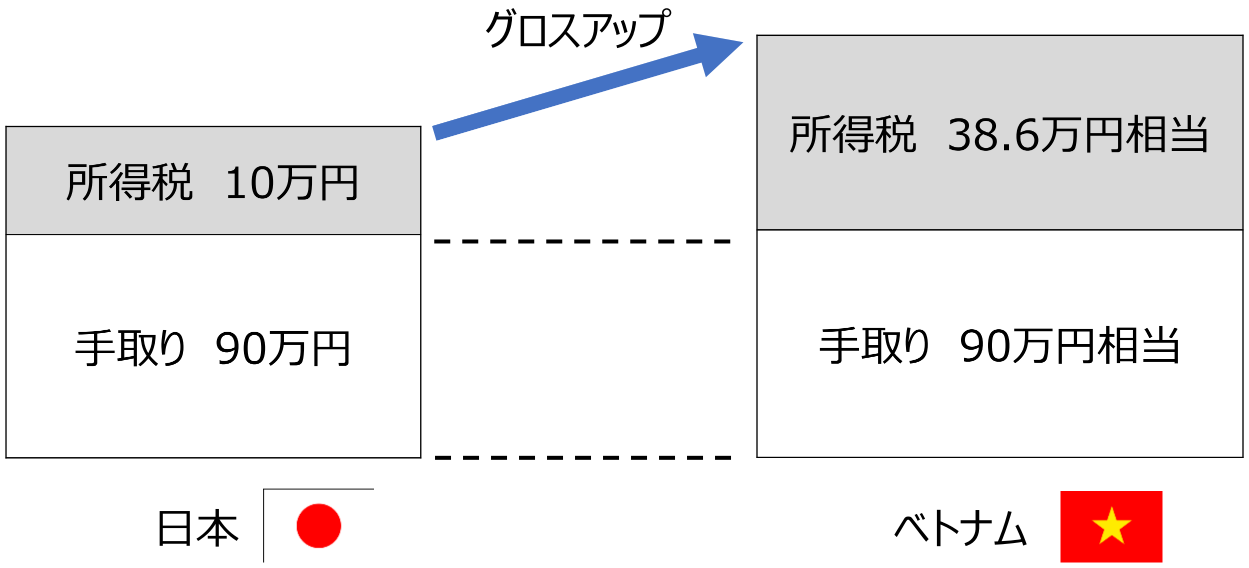

所得税額：
128.6万円×30% ≒ 38.6 万円

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

給与所得に係る課税所得

課税所得 ＝ 総所得 － **非課税所得** － 所得控除

居住者	全世界所得	ベトナム国内外を問わず得た全ての所得 L 海外の銀行口座で受領した所得も含む
非居住者	ベトナム源泉所得	ベトナムに経済的源泉を有する所得 L ベトナムでの労務の対価を海外の銀行口座で受領した所得も含む L ベトナム法人の業務のために短期出張した際の所得も含む

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。 @2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

給与所得に係る非課税所得/課税所得

会社支給費用、手当（例）	**非課税所得**	課税所得
WP、ビザ、TRC取得費用	・労働契約書、社内規程等に規定+会社宛てのVATインボイスで、WP取得費用は非課税	・左記を満たさないWP取得費用 ・ビザ及びTRCの取得費用
時間外手当	・居住者は、「全額」非課税 ・非居住者は、2026年7月1日から「全額」非課税	・政令や通達で非課税所得の要件が規定され、要件を満たさない場合は課税所得となる可能性がある
未使用有給休暇の買い取り	・居住者は、「全額」非課税 ・非居住者は、2026年7月1日から「全額」非課税	・政令や通達で非課税所得の要件が規定され、要件を満たさない場合は課税所得となる可能性がある
食事手当	・労働契約書、社内規程等に規定 ・現金支給の場合は規程等の金額の範囲内であれば非課税	・左記に規定されていない場合 ・社会通念上、合理的な範囲を超える食事手当
子女教育費用 (幼稚園～高校)	・労働契約書、社内規程等の規定＋会社と学校が直接契約＋学費を会社が直接学校に支払い＋支払証憑	・左記を満たさない場合 ・学費以外の給食費、バス代等
健康診断費用	・労働契約書、社内規程等の規定＋会社宛てのVATインボイス	・左記を満たさない場合 ・任意の人間ドックの追加、家族の健康診断費用
任意保険費用	・社内規程等の規定された掛け捨て型保険	・左記を満たさない場合
個人所得税申告代行費用	・労働契約書に規定されたForm05申告代行費	・Form02申告代行費
一時帰国費用	・労働契約書、社内規程等の規定＋会社宛てのVATインボイス（年1回までの帰国）	・左記を満たさない場合 ・家族の一時帰国費用
住宅手当 （次頁） （家賃、水光熱費、管理費等）	・労働契約書等に規定＋会社名義契約+会社宛てのVATインボイスがあれば、15%ルールでの非課税部分あり	・左記を満たさない場合 ・給与に住宅手当が加算されるケース

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。 @2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

住宅手当の15%ルール

課税所得に算入される金額は、 A、B いずれか小さい額（同額ならその金額が課税所得）

A　（住宅手当を除く総所得ー非課税所得）× 15%
B　家賃等（電気、水道代等、家賃に付随する支払いも含む）

#		A	B		
	住宅手当を除く総所得ー非課税所得	（住宅手当を除く総所得ー非課税所得）×15%	家賃等	家賃等のうち課税所得部分	家賃等のうち非課税所得部分
1	4,000USD	600USD	500USD	500USD	0USD
2	4,000USD	600USD	600USD	600USD	0USD
3	4,000USD	600USD	1,000USD	600USD	400USD
4	2,000USD	300USD	1,000USD	300USD	700USD

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

給与所得に係る課税所得

課税所得 ＝ 総所得 － 非課税所得 － **所得控除**

（総所得 － 非課税所得）

居住者 ▶ 全世界所得

ベトナム国内外を問わず得た全ての所得

L 海外の銀行口座で受領した所得も含む

非居住者 ▶ ベトナム源泉所得

ベトナムに経済的源泉を有する所得

L ベトナムでの労務の対価を海外の銀行口座で受領した所得も含む

L ベトナム法人の業務のために短期出張した際の所得も含む

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

給与所得に係る所得控除

居住者

- 強制保険料（社会保険、健康保険、失業保険）
- 基礎控除　月 1,550万 VND
- 扶養控除　1人当たり月　620万 VND
- 寄付金等

扶養控除：身分証明書、所得申請等とともに、税務局に申請書を提出する必要があり（通常は勤務先経由で）

子供	実子、養子、非嫡出子、配偶者の連れ子 等	18歳未満	無条件で扶養対象
		18歳以上	① 障害、病気などで就労不能 ② 国内又は海外の大学、専門学生等
その他の親族	配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹　等	−	③ 障害、病気などで就労不能 ④ 就労年齢（2026年1月時点 男性：61歳6ヶ月、女性：57歳0ヶ月）超

①所得要件なし、②③④課税年度の平均月間所得が 100万VND 超の場合は扶養対象外

非居住者

- 所得控除なし

給与所得に係る税率

	課税所得	×	税率	＝	個人所得税額
居住者	総所得 － 非課税所得 － 所得控除		**（累進税率） 5～35%**		月次 or 四半期申告 ＋ 確定申告
非居住者	総所得 － 非課税所得		**（固定） 20%**		月次 or 四半期申告 確定申告：通常不要

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

給与所得に係る税率

非居住者

20%（固定）

（例）1億2,000万VNDの月額課税所得の税額計算

1億2,000万VND×20%＝2,400万VND

居住者

月額課税所得区分	税率
1,000万VND以下	5%
1,000万VND超 3,000万VND以下	10%
3,000万VND超 6,000万VND以下	20%
6,000万VND超 1億VND以下	30%
1億VND超	35%

（例）1億2,000万VNDの月額課税所得の税額計算

✕ 1億2,000万VND×35%＝4,200万VND

（この計算方法は誤りです）

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

個人所得税額（累進税率適用の居住者）

（例）月額課税所得１億2,000万VNDのケース　法改正により、465万VNDの減税

法改正前

月額課税所得区分	月額課税所得	税率	税額
500万VND以下	500万VND	5%	25万VND
500万VND超 1,000万VND以下	500万VND	10%	50万VND
1,000万VND超 1,800万VND以下	800万VND	15%	120万VND
1,800万VND超 3,200万VND以下	1,400万VND	20%	280万VND
3,200万VND超 5,200万VND以下	2,000万VND	25%	500万VND
5,200万VND超 8,000万VND以下	2,800万VND	30%	840万VND
8,000万VND超	4,000万VND	35%	1,400万VND
合計	１億2,000万VND	–	3,215万VND

法改正後

月額課税所得区分	月額課税所得	税率	税額
1,000万VND以下	1,000万VND	5%	50万VND
1,000万VND超 3,000万VND以下	2,000万VND	10%	200万VND
3,000万VND超 6,000万VND以下	3,000万VND	20%	600万VND
6,000万VND超 1億VND以下	4,000万VND	30%	1,200万VND
1億VND超	2,000万VND	35%	700万VND
合計	１億2,000万VND	–	2,750万VND

465万VND減税

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

個人所得税額及び申告

	課税所得	×	税率	=	**個人所得税額**
居住者	総所得 － 非課税所得 － 所得控除		（累進税率） 5～35%		**月次 or 四半期申告 ＋ 確定申告**
非居住者	総所得 － 非課税所得		（固定） 20%		**月次 or 四半期申告 確定申告：通常不要**

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

申告期限

		ベトナム法人からの給与（法人申告）	海外法人からの給与（個人申告）
居住者	月次申告	・毎月20日 ・ベトナム法人が月次でVAT申告の場合、PITも月次申告 ・駐在員事務所が給与支払者の場合は月次申告	・月次申告制度はない
	四半期申告	・4月/7月/10月/1月の月末	・同左
	確定申告	・3月31日まで	・入国初年度、翌年度以降、帰国年度で確定申告期限が異なる （次頁）
非居住者	月次申告	・毎月20日 ・ベトナム法人が月次でVAT申告の場合、PITも月次申告 ・駐在員事務所が給与支払者の場合は月次申告	・月次申告制度はない
	四半期申告	・4月/7月/10月/1月の月末	・同左
	確定申告	・3月31日まで	・通常不要 ・納税額の追納･修正、ベトナムで複数の所得源がある場合等においては4月30日までに確定申告が必要

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

入国時から帰任時までの確定申告まで

留意点

- 入国初年度、雇用開始日から10営業日以内に、納税者番号を登録しなければならない
- 登録に際しては、ベトナムの携帯電話番号及びパスポートのスキャンデータが必要となります
- 過去に出張で訪越された場合については、出張日を初来越日とするか検討が必要となりますので専門家にご相談ください

初年度居住日数	入国初年度		翌年度以降		帰国年度	
	課税期間	確定申告期限	課税期間	確定申告期限	課税期間	確定申告
暦年で183日未満	入国日から365日 →課税期間が翌年度にも及ぶ（※）	課税期間の翌日から起算し90日以内	1月1日～12月31日	4月30日	1月1日から出国日まで	確定申告を委任の場合は帰国後45日以内に確定申告が必要 委任していない場合は帰国日までに確定申告が必要
暦年で183日以上	入国日から12月31日まで	4月30日				

（※）課税期間が翌年度にも及ぶため、翌年度の課税期間との重複分に係る税金は翌年度申告で控除できる

納めすぎた税金は確定申告にて還付可能ですが、還付に時間がかかるため翌期以降の税額と相殺することが一般的です

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。 @2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

給与所得に係る申告書

給与支給者	申告単位	月次 or 四半期申告書の様式	確定申告書の様式
ベトナム法人 駐在員事務所	会社申告 （全従業員分をまとめて申告）	Mẫu số: 05/KK-TNCN	Mẫu số: 05/QTT-TNCN

給与支給者	申告単位	月次申告書の様式	確定申告書の様式
海外法人	個人申告	Mẫu số: 02/KK-TNCN	Mẫu số: 02/QTT-TNCN

様式の種類

申告書1ページ目の抜粋

Mẫu số: **02/KK-TNCN**
(Ban hành kèm theo Thông tư số 80/2021/TT-BTC ngày 29 tháng 9 năm 2021 của Bộ trưởng Bộ Tài chính)

CỘNG HOÀ XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

TỜ KHAI THUẾ THU NHẬP CÁ NHÂN
(Áp dụng đối với cá nhân cư trú và cá nhân không cư trú có thu nhập từ tiền lương, tiền công khai thuế trực tiếp với cơ quan thuế)

Mẫu	様式
Số	番号
KK（Kê khai）	申告
QTT　（Quyết Toán Thuế）	確定申告
TNCN（Thu Nhập Cá Nhân）	個人所得

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

罰則（例）

- 個人に罰金が科せられるときは、一般に下表の罰金額の半額となる

納税者番号登録の遅延	・遅延期間に応じて、1百万VND～10百万VNDの罰金 ・10日以内の遅延で警告のみの場合もあり	本税の延滞利息	なし	罰金の延滞利息	未払罰金×0.05%×延滞日数
過少申告過少納税	・不足税額の20%の罰金 ・税務局による検査、調査の決定を公表する前に、修正申告の上、全額納税すれば、20%の罰金が免除される	本税の延滞利息	不足税額×0.03%×延滞日数	罰金の延滞利息	未払罰金×0.05%×延滞日数
申告遅延	・遅延日数に応じて、2百万VND～25百万VNDの罰金 ・５日以内の遅延で警告のみの場合もあり	本税の延滞利息	なし	罰金の延滞利息	未払罰金×0.05%×延滞日数
納税遅延	・罰則なし	本税の延滞利息	不足税額×0.03%×延滞日数	罰金の延滞利息	なし
税務局による脱税認定	・脱税額の1～3倍の罰金 ・脱税額1億VND以上または再犯の場合、刑事事件になる可能性があり	本税の延滞利息	不足税額×0.03%×延滞日数	罰金の延滞利息	未払罰金×0.05%×延滞日数

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

個人所得税の免税・減免

個人所得税の免税及び減免について、政令や通達にて運用ルールが具体化される見込みです

天災、火災、事故、重病等	被害額に応じて個人所得税を減免
デジタル技術分野の高度人材	以下の場合、デジタル技術分野の高度人材に対する給与・報酬所得について、5年間個人所得税を免除 a) 集中デジタル技術区におけるプロジェクトからの所得 b) 主要デジタル製品、半導体チップ、人工知能システムの研究・開発・製造プロジェクトからの所得 c) デジタル技術人材育成プロジェクトからの所得
ハイテク・戦略技術の研究開発に従事する高度人材	優先ハイテク技術リストまたは戦略技術・戦略技術製品リストに基づくハイテク・戦略技術の研究開発に従事する高度人材の給与・報酬所得について、5年間個人所得税を免除
オープンエンド型投資信託	証券法に基づき設立されたオープンエンド型投資信託の受益証券を取得日から2年以上保有した場合、その譲渡所得は個人所得税を免除
証券投資信託 不動産投資信託	政府が定める期間中、証券投資信託及び不動産投資信託が個人投資家へ分配する配当について、個人所得税を50%軽減

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

ベトナムの強制保険制度

強制保険制度の概要

	内容	給付額など（一例）	留意点
社会保険	傷病制度	・（休む直前月の社会保険算定月額給与÷24）×75%×支給対象日数	・申請後にまとめて支払われる ・算定給与の上限は国が定める参照額2,340,000VNDの20倍
	産休制度	・産前検査　　最大5回（1回につき事情があれば2日まで）産休取得可 ・出産一時金　国が定める参照額×2×1度で産まれた子供の人数 ・出産手当（出産前6ヶ月の社会保険算定月額給与平均)×100%×6ヶ月	・出産手当は双子は＋１ヶ月、三つ子は＋2ヶ月 ・出産手当は2026年7月以降、第2子以降の出産で+1ヶ月 ・男性も産休暇制度あり（出産から60日以内に開始、通常5営業日）
	労災・職業病制度	・労災で治療中の期間は会社が給与の100%を支給 ・労災の障害率に応じて、一時金か月額給付等もあり	・実務上、会社が従業員に支払った後に会社が国に請求する
	年金制度	・社会保険算定月額給与平均×40%～75%（加入年数等により変動） ・15年未満の加入年数の場合は一時金の支給あり（例：帰任者）	・年金受給には15年の加入年数が必要で、外国人も条件を満たせば対象。年金に加え、加入期間35年以上の男性従業員及び加入期間が30年以上の女性従業員は、退職時に一括手当を受け取る権利がある
	遺族制度	・遺族1人当たりの遺族年金は社会保険算定月額給与×50%～70%（遺族最大4人まで受給可）	・遺族年金は、亡くなった被保険者の社会保険加入が15年以上又は労災死亡又は年金受給中又は労災年金受給中のいずれかで発生する
健康保険	医療費給付	・登録医療機関における健康保険対象の医療費は80%支給（会社員）	・登録医療機関は事前に登録する必要があり ・日本と異なり家族は各々で健康保険に加入する必要があり
失業保険	失業手当	・直近6か月の失業保険算定月額給与平均×60%×3ヶ月～12ヶ月	・月額上限は地域の最低賃金×5倍 ・支給期間は加入期間に応じて3ヶ月～12ヶ月
	職業訓練支援	・1,000,000VND／月×最大6ヶ月（目安） 地域、訓練内容等により異なる	・支援金は 職業訓練機関へ直接支払い
	再就職支援	・雇用サービスセンターでの求人紹介、キャリアカウンセリング	・金銭給付無し

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

加入対象者/加入対象外

	加入対象者（例）	加入対象外（例）
社会保険	**ベトナム人** • 1ヶ月以上の労働契約がある（労働契約の中に試用期間契約が含まれている場合は試用期間中も加入対象） • 月収2,340,000VND以上のパート • 無報酬役員（会長、取締役等）：ただし、労災・職業病制度は加入できず **外国人** • 12ヶ月以上の労働契約及び労働許可証（WP）がある（ベトナム法人からの給与支給の有無にかかわらず）	**ベトナム人** • インターンシップ • 労働契約とは別に試用期間の係る契約書を締結した場合の試用期間中 • 月内に14日以上、賃金が発生しない欠勤・休職がある場合 **外国人** • WPの形態が社内異動者（※） • WPの形態が海外企業とベトナム企業の業務提携契約に基づく経済契約の履行（出向） • 労働契約締結時点で定年に達している者 • 12ヶ月以上の労働契約がない、WPがない
健康保険	• 一般に社会保険加入対象者は健康保険にも加入対象となる	• 一般に社会保険加入対象外者は健康保険も加入対象外となる
失業保険	**ベトナム人** • 1ヶ月以上の労働契約がある • 月収2,340,000VND以上のパート	**ベトナム人** • 無報酬役員（会長、取締役等） **外国人** • 失業保険に加入できない

（※）親会社以外のグループ内企業からベトナム現地拠点へ異動する場合には社内異動に該当しない

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

計算方法（概要）

保険料算定対象の給与 × 保険料率 ＝ 保険料

① 基本給与
② 役職･職務手当
③ 定期的かつ安定的に支払われるその他手当

【上限規定】
A 社会保険：政府が定める参照額の20倍
B 健康保険：政府が定める参照額の20倍
C 失業保険：地域の最低賃金の20倍
（次頁）

	雇用主負担率	労働者負担率	**合計負担率**
社会保険	17.5%	8.0%	**25.5%**
健康保険	3.0%	1.5%	**4.5%**
失業保険	1.0%	1.0%	**2.0%**
ベトナム人合計	21.5%	10.5%	**32.0%**
無報酬役員ベトナム人合計（※１）	20.0%	9.5%	**29.5%**
外国人合計（※２）	20.5%	9.5%	**30.0%**

（※１）社会保険のうち労災･職業病制度の雇用主負担分0.5%及び失業保険除く
（※２）失業保険除く

一般に翌月末まで納付

加入対象となった月から保険料が発生するため、会社は速やかに加入手続を行う必要がある
(労働契約開始日から30日以内)

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

保険料算定対象の給与及び上限規定

保険料算定対象の給与

① 基本給与
② 役職・職務手当
③ 定期的かつ安定的に支払われるその他手当（※）

無報酬役員は、少なくとも地域の最低賃金以上で算定基準を設定する必要があり

（※）・賞与、食事手当、交通費補助、携帯電話手当、住宅手当、通勤手当、子育て支援手当、慶弔見舞金等は含まれない
・賞与が業績に応じて毎月支払われ、実質的に固定給の一部となっている場合においては、当該賞与は保険料算定対象の給与と見做される場合がある

上限規定

上記①②③が以下のA・B・Cを超えた場合は、A・B・Cを前提に保険料を計算する

A 社会保険　2,340,000VND/月（2026年３月時点）の20倍 ＝46,800,000VND/月
B 健康保険　2,340,000VND/月（2026年３月時点）の20倍 ＝46,800,000VND/月
C 失業保険　地域の最低賃金の20倍（例：ホーチミン市中心部、ハノイ市中心部：5,310,000 VND/月の20倍＝106,200,000VND/月）

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

最低賃金（2026年1月1日から適用）

- 最低賃金の適用対象は、労働契約を締結の労働者と使用者で、職務/職位に対する基本給が、この下限を下回ってはならない
- 使用者が活動する所在地が地域をまたがる工業団地や輸出加工区等の場合は最も高い最低賃金を適用
- 自社が地域Ⅰ～Ⅳのどの地域に属するかは、Phụ lục kèm theo Nghị định 293/2025/NĐ-CPでご確認いただけます

都市部 ←→ 地方部

	地域Ⅰ	地域 Ⅱ	地域 Ⅲ	地域 Ⅳ
月額	5,310,000VND	4,730,000VND	4,140,000VND	3,700,000VND
時給	25,500VND	22,700VND	20,000VND	17,800VND
Hà Nội	○	○	–	–
HCM、Hải Phòng	○	○	○	–
Đồng Nai、Tây Ninh、Quảng Ninh	○	○	○	○
Lào Cai、Thái Nguyên、Bắc Ninh、Phú Thọ、Hưng Yên、Ninh Bình、Thanh Hóa、Nghệ An、Quảng Trị、Huế、Đà Nẵng、Khánh Hòa、Lâm Đồng、Đồng Tháp、Vĩnh Long、An Giang、Cần Thơ、Cà Mau	–	○	○	○
Cao Bằng、Tuyên Quang、Điện Biên、Lai Châu、Sơn La、Lạng Sơn、Hà Tĩnh、Quảng Ngãi、Gia Lai、Đắk Lắk	–	–	○	○

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

罰則（例）

- 個人に罰金が科せられるときは、一般に下表の罰金額の半額となる

遅延納付 過少納付	・社会保険料及び失業保険料 社会保険料及び失業保険料の24%～30%の罰金 （上限1億5,000万VND） ・健康保険料 違反した労働者の人数に応じて200万～8,000万VNDの罰金	未納額の 延滞利息	未納額 ×0.03% ×延滞日数	罰金の 延滞利息	未払罰金 ×0.05% ×延滞日数
全従業員の保険料 未払	・社会保険料及び失業保険料 社会保険料及び失業保険料の36%～40%の罰金 （上限1億5,000万VND） ・健康保険料 違反した労働者の人数に応じて200万～8,000万VNDの罰金	未納額の 延滞利息	未納額 ×0.03% ×延滞日数	罰金の 延滞利息	未払罰金 ×0.05% ×延滞日数

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

まとめ　～実務の観点から～

まとめ　～実務の観点から～

会社：各種規程の戦略的整備と税務調査対策

・「規程の整備」は単なる事務作業ではなく、従業員の実質手取り給料の最大化や福利厚生の向上に直結し、優秀な人材の定着にも寄与します

・また、適切な規程の整備は、税務調査での否認リスクの低減にも有効です

従業員：自己防衛と権利行使

・ご自身の課税所得と非課税所得、所得控除項目を正しく理解する
（例：本来非課税である項目が課税所得として処理されていないか）

・社会保険ベネフィットの確実な受給のため、対象事由発生時には速やかに会社に報告する

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.

本資料の留意事項

本セミナー資料は、2026年3月時点の情報に基づいて作成しております。

その後の法改正等により、内容が変更となる可能性がございます。

本資料は、ベトナム法規に関する一般的な説明を目的としており、個別事案に対する専門的な助言を提供するものではありません。

個別の事案につきましては、別途専門家の助言を取得いただきますようお願い申し上げます。

本資料の無断での複写、転写、転載、改竄または配布は禁止されています。　@2026 ES Consulting Vietnam Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED.